

経営事項審査の制度改正（完成工事高の業種間積み上げ）による

再審査申立ての取扱いについて（三重県知事許可業者）

平成30年2月1日から経営事項審査の制度改正（完成工事高の業種間積み上げの導入）を行います。積み上げ導入前の基準に基づく審査の結果の通知を受けている建設業者は、積み上げの導入日（平成30年2月1日）から120日以内に限り、積み上げにかかる事項を適用した再審査を申立てることができます。再審査申立ての取扱いは以下のとおりです。

1 改正内容（完成工事高の業種間積み上げの導入）

積み上げとは、許可を受けている業種のうち、経営事項審査を受けない業種の完成工事高を、その建設工事の内容に応じて、経営事項審査を受ける業種の完成工事高に含めて申請することをいいます。

積み上げ可能な業種は下記のとおりです。下記以外の業種の積み上げは認められません。

① 専門工事から土木一式工事へ積み上げ

専門業種		一式工事
とび土、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体	→	土木一式

② 専門工事から建築一式工事へ積み上げ

専門業種		一式工事
大工、左官、とび土、タイル・れんが・ブロック、屋根、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体	→	建築一式

③ 専門工事から専門工事へ積み上げ

専門業種		専門業種
電気	⇔	電気通信
管	⇔	水道施設
とび土	⇔	石
とび土	⇔	造園

※ 制度改正の詳細については、別添資料「経営事項審査にかかる完成工事高の業種間積み上げの導入について（詳細版）」をご覧ください。

2 再審査の受審義務について

今回の改正において、再審査の受審は任意となります。

3 再審査の申立てができる経営事項審査の結果

再審査の申立期間は、平成30年2月1日（木）から平成30年5月31日（木）となります。

平成30年2月1日から平成30年5月31日までの再審査申立時において、制度改正前の基準により通知された直近の経営事項審査の結果で、有効期限内（審査基準日から1年7ヶ月以内）にあるものは、再審査を申立てることができます。ただし、有効期限内であっても新たな経営事項審査の結果通知が出れば、それ以前の審査基準日における再審査は申立てることはできませんのでご注意ください。

また、平成29年10月決算期以降の建設業者においては、2月の経営事項審査以降、積み上げを適用した申請が可能であるため、たとえ再審査の申立期間であっても、改めて再審査を申立てることはできません。

なお、再審査の申立てにより経営事項審査の有効期限が延長されるものではありません。

4 再審査の申立てをした場合の旧基準結果の取扱い

旧基準により既に通知した結果通知書は回収しません。なお、インターネット公表される結果については、再審査の結果に置き換えられます。

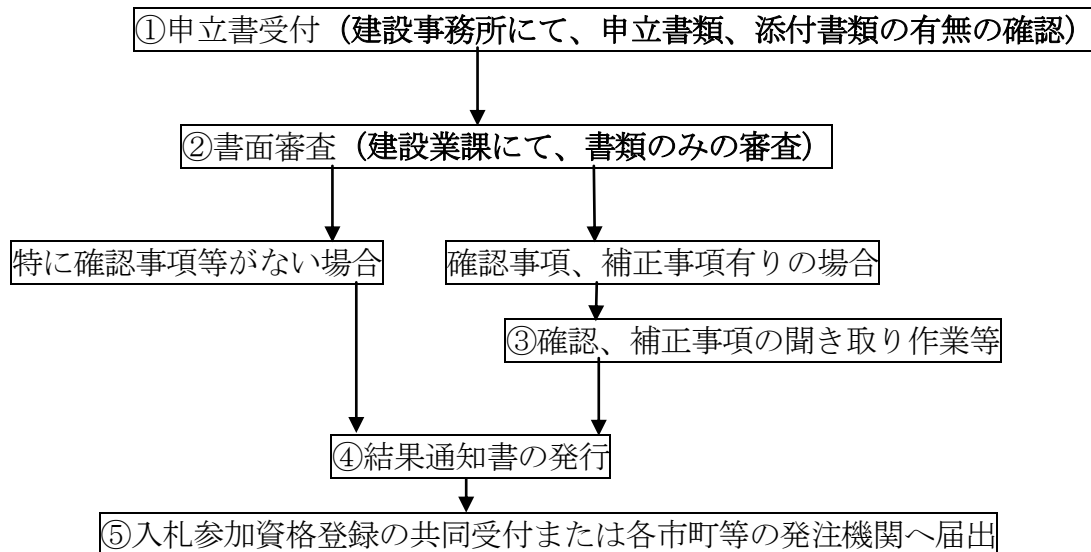
5 再審査を行ったことによる影響について（重要）

再審査を行うと、積み上げ元の業種の経審の点数は抹消されるため、積み上げ元となる業種は、経審を受けていないこととなります。そのため、**積み上げ元の業種について、再審査の結果通知書の通知年月日以降、経営事項審査が義務付けられている公共工事の入札に参加したり、公共工事の請負契約を締結したりすることができなくなりますのでご注意ください。**

積み上げ元となる業種は、入札参加資格者名簿に掲載される要件を欠いてしまうため、積み上げ元の業種が、名簿の入札参加希望業種に登録されている場合は、名簿から削除していただく必要があります（名簿の削除にあたっては、建設業者から入札参加資格登録の共同受付に希望業種削除の届出等を行う必要があります。また、共同受付対象外の市町等の発注機関については、個別に手続きを行う必要がありますので、各発注機関にお問い合わせください）。

また、再審査を行った結果（総合評定値）を「格付け」に反映させるかどうかは、**各市町等の判断**となりますので、再審査を行った結果が反映されるかどうかは入札を希望される各市町等にお問い合わせください。

6 処理の流れ



処理スケジュール

①申請書受付	2月受付	3月受付	4月受付	5月受付
②書面審査	3月中旬	4月中旬	5月中旬	6月中旬
③補正作業	3月下旬	4月下旬	5月下旬	6月下旬
④結果通知日	3月30日	4月27日	5月31日	6月29日

※ 処理は月次単位で行います。

※ 結果通知書は、受付月の翌月末日に発送します。補正がある場合、結果通知が遅れる場合があります。

- ※ 受付数などにより、スケジュールが前後する場合があります。
- ※ 記載事項に不備がある場合や添付書類の確認が必要な場合は、別途電話による聞き取り等を実施しますので、ご協力をお願いします。

7 再審査の申立方法

- 期 間：平成30年2月1日（水）から平成30年5月31日（木）まで
随時受付します。（但し、開庁日の午前9時から12時、午後1時から4時まで）
- 場 所：主たる営業所所在地を管轄する建設事務所へ持参してください。
- 提出部数：**2部（正・副）** 副本は受付後控えとして返却します。
 ※控えは後日、内容等についてお聞きすることもございますので、大切に保管しておいてください。
- 手数料：**無料**

8 再審査申立ての提出書類

① 申立書類 2部（正・副）

No.	提出書類	摘要
1	経営事項審査再審査申立書 （経営規模等評価再審査申立書・総合 評定値請求書）	①申立書 ②別紙一 ③別紙二 ④別紙三 ※通常の経審申請書と同じ様式です。 ※④別紙三は前回申請の写しでも可。 ※積み上げにかかる②別紙一の完成工事高 に関する箇所を除いて、前回経審の申請内容 を変更することはできません。
	工事書類別完成工事高付表（別記様式 第1－2号）	<u>積み上げをする際に必ず作成していただく 様式です。今回から追加された新様式となり ます。</u>

② 添付書類 2部（正・副）

No.	提出書類	摘要
2	前回の経営事項審査結果通知書の写し	紛失した場合は、CIIC でインターネット公表されているものを出力してください。 http://www7.ciic.or.jp/
3	前回の経営事項審査申請書（申請者控え）の写し	申請書、別紙一、別紙二、別紙三
4	前回の経営状況分析結果通知書の写し	

※前回の経審の結果通知書が送付されていない状況においては、再審査を申し立てることができません。

③ 経営事項審査再審査申立書 チェックリスト（積み上げ用）（P12） 1部

- ※ 申立書類、添付書類とも全て提出となります。
- ※ 「再審査対象となる」をわかりやすいように「前回」と表現しております。
- ※ 最終ページ(P12)にあるチェックリストに上記の書類を添えて受付窓口へ提出してください。
- ※ 前回の申請において積み上げ元の業種を審査対象業種として受審していない場合、工事経歴書に記載された積み上げ元の契約関係書類も持参してください（詳細はP13のQ1をご参照ください）。

様式類は下記ホームページからダウンロードしてください。「工事書類別完成工事高付表（別記様式第1－2号）」のみ新たに追加となった様式であり、それ以外は従前と変更はありません。

アドレス：http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/87688000001_00003.htm#keisin

9 再審査申立書記入にかかる留意事項

P 6～P 1 1 の記載例を参考にして作成してください。

- (1) 申立書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書
 - a 項番 0 5 「4」と記入してください。
 - b 項番 1 6 前回の申請書から、積み上げ元の業種を削除したうえで、審査対象業種を記載してください。なお、前回受審していない業種を今回追加することはできません。
 - c 項番 1 7 前回の申請において選択した、自己資本額における基準決算と 2 期平均の区分変更することはできません。
 - d 申立書下段の枠内には以下のとおり記入してください。
「審査結果の通知番号」→前回の結果通知書の真ん中「行政庁記入欄」の番号「XX-2XXXXX」を転記
「審査結果の通知の年月日」→前回の結果通知書の右上 結果通知書の通知日を転記
「再審査を求める事項」→「平成 3 0 年 2 月 1 日の制度改正（完成工事高における業種間積み上げ）に係る事項」と記入
「再審査を求める理由」→「制度改正のため」と記入
- (2) 別紙一 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高
 - a 項番 3 1 前回の申請において選択した、年間平均完成工事高における 2 年平均と 3 年平均の区分を変更することはできません。
 - b 項番 3 2 積み上げ先については、工事書類別完成工事高付表（別記様式第 1 - 2 号）で記載した積み上げ後の完成工事高を記載してください。なお、積み上げ元については、業種コード及び完成工事高の数値を削除してください。
- (3) 別紙二 技術職員名簿
積み上げ元となる業種コードを選択している場合、当該業種コード、それに対応する有資格区分コードを削除してください。しかし、削除したからといって、他の業種コード、他の業種に対応する有資格区分コードを追加することはできませんのでご注意ください。
- (4) 別紙三 その他審査項目（社会性等）
前回申請時点のものを変更することはできませんので、そのまま転記していただくか、写しを付けてください。
- (5) 各項番の個別的事項
 - 項番 0 2～0 4 前回と同じ
 - 項番 0 5 「4」を記入
 - 項番 0 6～1 5 前回と同じ
 - 項番 1 6 積み上げ元となる審査対象業種を削除してください。
 - 項番 1 7～1 8 前回と同じ
 - 項番 1 9 積み上げにより技術職員名簿に掲載されている人数が減った場合、修正してください。
 - 項番 2 0 前回と同じ
 - 項番 3 1～3 4 前回と同じ
 - 項番 6 1～6 2 積み上げ元となる業種コードを選択している場合、当該業種コード、それに対応する有資格区分コードを削除してください。
 - 項番 4 1～6 0 前回と同じ
- (6) その他
積み上げに関する詳細については、別添資料「経営事項審査にかかる完成工事高の業種間積み上げの導入について（詳細版）」をご覧ください。
アドレス：<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000760266.pdf>

10. 中部地方整備局管内の大臣許可業者の受付について

中部地方整備局において、完成工事高の業種間積み上げについては既に導入されているため、今回、大臣許可業者については再審査の対象となりません。

11. 再審査申立書の記入例

○再審査申立業者

三重県組（株）

審査基準日：平成29年7月31日

許可業種：土木一式、とび土、管、舗装

【例題】

三重県組（株）は、平成29年11月15日に経審を受審しました（審査基準日：平成29年7月31日）。受審業種は、「土木一式」、「とび土」、「管」、「舗装」、の4業種です。結果通知書は、平成30年1月19日に送付されました。

このたび、「土木一式」の点数を上げたいため、同審査基準日として「とび土」、「舗装」を「土木一式」に積み上げを行ったうえで、平成30年2月20日に再審査を申立てました。その際の記入例はP6～P11を参照してください。

再審査記入例

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)
200001

今回申請及び請求しない項目を消す

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

代理申請の場合のみ記載。申請代理人となる行政書士の記名及び職印の押印の他、申請者の委任状が必要。

平成 30年 2月 20日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

申請代理人 三重県津市広明町×番地 行政書士 行政 太郎 職印

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
三重県知事 殿

申請者 三重県津市桜橋3丁目446-34
三重組株式会社
代表取締役 三重県 花子 印

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	平成 00年 00月 00日	00-000000	00000000

申請時の大臣知事コード	02	大臣知事コード	03	許可年月日
002	024	国土交通大臣 三重県知事 許可 (一般-27)	第0000123号	平成 27年 1月 20日
許可番号	03	大臣知事コード	03	許可年月日
003	000	国土交通大臣 三重県知事 許可 (一般-00)	第0000000号	平成 00年 00月 00日
審査基準日	04	平成 29年 07月 31日		

申請等の区分	05	必ず「4」を記入
005	4	

処理の区分	06	000
006	000	
法人又は個人の別	07	1 (1.法人) 0000000000 (千円) 5000020240001
007	001	

商号又は名称のフリガナ	08	ミエケンガミ
008		

商号又は名称	09	三重組(株)
009		

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ミエケンハナコ
010		
代表者又は個人の氏名	11	三重県花子
011		

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	24201
012		
主たる営業所の所在地	13	桜橋3-446-34
013		

郵便番号	14	514-0006 電話番号 059-224-2660
014		

許可を受けている建設業	15	20000000000000000000 (1.一般) (2.特定)
015		

経営規模等評価等対象建設業	16	90000000000000000000
016		

積み上げ元となる業種を削除してください。

項番 3 5 10 13

自己資本額 (千円) (1. 基準決算)
2. 2期平均

基準決算 (千円)

直前の審査基準日 (千円)

利益額 (2期平均) (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="3"/> (千円)	営業利益	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="7"/> (千円)
減価償却実施額	<input type="text" value="5"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> (千円)	減価償却実施額	<input type="text" value="5"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="2"/> (千円)

前回の申請と同じ変更できません。

技術職員数 (人)

積み上げにより、技術職員名簿に掲載されている人数が減った場合、修正してください。

登録経営状況分析機関番号 経営状況分析を受けた機関の名称
○○○○分析センター

前回の申請と同じ変更できません。

必ず忘れずに記入してください。

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

再審査の対象となる経営事項審査結果通知書の真ん中「行政記入欄」にあるコードを転記

再審査の対象となる経営事項審査結果通知書の右上の通知日を転記

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 XX-2XXXX 号	平成 30年 1月 19日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
平成30年2月1日の制度改正（完成工事高における業種間積み上げ）に係る事項	制度改正のため
「平成30年2月1日の制度改正（完成工事高における業種間積み上げ）に係る事項」と記入	「制度改正のため」と記入

連絡先
所属等 総務課 氏名 鈴鹿 白子 電話番号 059-224-2660
ファックス番号 059-224-3290

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

申請者 三番建設(株)

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 項番 3 1 自 2 7 年 0 8 月 至 2 8 年 0 7 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		算標準の区分 自 2 8 年 0 8 月 至 2 9 年 0 7 月 1 (1.2年平均) 2.3年平均		
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		2年平均の場合は、P4「工事種類別完成工事高付表(別記様式第1-2号)」に記載した合計をそのまま転記します。		
業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
3 2 0 1 0	5 0 0 0 0	5 0 0 0 0	7 0 0 0 0	6 0 0 0 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
土木一式工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
3 2 0 1 1	2 0 0 0 0	1 0 0 0 0	3 0 0 0 0	2 0 0 0 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
プレストレストコンクリート構造物工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
3 2 0 9 0	2 0 0 0 0	1 0 0 0 0	3 0 0 0 0	2 0 0 0 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
管工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
3 2 0 0 0				
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
3 3 0 0 0				
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
その他	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
3 3 0 0 0				
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
合計	7 0 0 0 0	6 0 0 0 0	1 0 0 0 0	8 0 0 0 0

前回の申請において選択した、年間平均完成工事高における2年平均と3年平均の区分を変更することはできません。

2年平均の場合は、P4「工事種類別完成工事高付表(別記様式第1-2号)」に記載した合計をそのまま転記します。

3年平均の場合は、P4「工事種類別完成工事高付表(別記様式第1-2号)」の前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度の合計を完成工事高計算表に転記したうえで、その数値の合計を2で割った値を記入します。

積み上げ元となった「とび土」と「舗装」の業種コード及び完成工事高の数値を削除してください。

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

別記
様式第1-2号

**積み上げを行う場合、
必ずこの様式を作成してください。**

【積み上げ用】

(様式A4)

工事種類別完成工事高付表

審査基準日：平成29年7月31日

2年平均の場合、合計は、P8「工事種類別完成工事高(別紙一)」に記載した積み上げ先の土木一式工事の完成工事高と一致します。

積み上げ先、積み上げ元の業種がわかるように記載してください。

審査対象業種：土木一式工事（とび土、舗装から土木一式への積み上げ）

	完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)		完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	審査対象 事業年度	審査対象 事業年度
合計	50,000	—	50,000	—	70,000	60,000
土木一式	30,000	—	30,000	—	40,000	40,000
とび土	10,000	—	10,000	—	20,000	10,000
舗装	10,000	—	10,000	—	10,000	10,000

積み上げ先となる一式工事を記載したうえで、続けて積み上げ元となる専門業種を記載していきます。

2年平均を選択した場合、前々審査対象事業年度の数値は「—」を記載してください。

技術職員名簿

申請者 三重県組(株)

頁 数 項番 6 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分	資格区分	講習受講	業種コード	有資格区分	資格区分	講習受講	監理技術者資格者証交付番号																															
1		三重県 次郎	昭和35年3月19日	57	6 2 0 1	1 1 3	1						00011234567																															
2		三重県 三郎	昭和36年4月20日	56	6 2 0 1	2 1 4	2																																					
3		三重県 四郎	昭和42年4月1日	50	6 2 0 1	1 1 3	1						01011357924																															
4		三重県 花子	昭和40年11月4日	51	6 2 0 1	1 1 3	2	0 9	1	2 9	2																																	
5	○	松阪 一郎	昭和36年11月30日	55	6 2 0 9	1 2 9	2																																					
6					6 2																																							
7		<p style="color: red; border: 2px solid red; padding: 5px;">「別紙二」について、前回の申請にて、積み上げ元の業種が記載されている場合、その業種コードとそれに対応する有資格区分コードを削除したうえで記入してください。</p>																																										
8																																												
9																																												
10																																												
11		<p style="color: red; border: 2px solid red; padding: 5px;">積み上げ元の業種コードを削除した場合、代わりに他の業種コード、有資格区分コードを追加することはできませんのでご注意ください。</p> <p style="color: red; border: 2px solid red; padding: 5px;">例：三重県 次郎は一級土木施工管理技士、一級管工事施工管理技士の資格を有しています。当初は、01(土木)、05(とび土)を選択していましたが、積み上げを行ったことにより、積み上げ元の05(とび土)の業種コード及び有資格区分コード(113)は削除されます。しかし、削除した代わりに、他の資格を有しているからといって、管の業種コード(09)及び有資格区分コード(129)を記入することはできません。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">三重県</td> <td style="padding: 5px;">次郎</td> <td style="padding: 5px;">6</td> <td style="padding: 5px;">2</td> <td style="padding: 5px;">0</td> <td style="padding: 5px;">1</td> <td style="padding: 5px;">1</td> <td style="padding: 5px;">1</td> <td style="padding: 5px;">3</td> <td style="padding: 5px;">1</td> <td style="padding: 5px;">0</td> <td style="padding: 5px;">5</td> <td style="padding: 5px;">1</td> <td style="padding: 5px;">1</td> <td style="padding: 5px;">3</td> <td style="padding: 5px;">1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px;">0</td> <td style="padding: 5px;">9</td> <td style="padding: 5px;">1</td> <td style="padding: 5px;">2</td> <td style="padding: 5px;">9</td> <td style="padding: 5px;">1</td> </tr> </table>											三重県	次郎	6	2	0	1	1	1	3	1	0	5	1	1	3	1											0	9	1	2	9	1
三重県	次郎												6	2	0	1	1	1	3	1	0	5	1	1	3	1																		
																					0	9	1	2	9	1																		
12																																												
13																																												
14																																												
15																																												
16																																												
17																																												
18																																												
19																																												
20																																												
21																																												
22					6 2																																							
23					6 2																																							
24					6 2																																							
25					6 2																																							
26					6 2																																							
27					6 2																																							
28					6 2																																							
29					6 2																																							
30					6 2																																							

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況	
雇用保険加入の有無	項番 3 4 1 1 [1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険加入の有無	4 2 1 [1.有、2.無、3.適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4 3 1 [1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 1 [1.有、2.無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 1 [1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 1 [1.有、2.無]
建設業の営業継続の状況	
営業年数	4 7 3 3 (年) 初めて許可(登録)を受けた年月日 昭和 59年 4月 1日 平成
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4 8 2 [1.有、2.無] 休業等期間 年 月 備考(組織変更等) 平成2年4月1日法人成 再生手続又は更生手続開始決定日 平成 年 月 日 再生計画又は更生計画認可日 平成 年 月 日 再生手続又は更生手続終結決定日 平成 年 月 日
防災活動への貢献の状況	
防災協定の締結の有無	「別紙三」について、前回申請時点のものを変更することはできませんので、そのまま転記していただくか、コピーを付けてください。
法令遵守の状況	
営業停止処分の有無	
指示処分の有無	
建設業の経理の状況	
監査の受審状況	5 2 4 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	5 3 0 (人)
二級登録経理試験合格者の数	5 4 1 (人)
研究開発の状況	
研究開発費(2期平均)	5 5 0 0 0 0 0 0 (千円) 審査対象事業年度 審査対象事業年度の前期審査対象事業年度
建設機械の保有状況	
建設機械の所有及びリース台数	5 6 6 (台)
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	
ISO9001の登録の有無	5 7 1 [1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	5 8 1 [1.有、2.無]
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	
若年技術職員の継続的な育成及び確保	5 9 2 [1.該当、2.非該当]
新規若年技術職員の育成及び確保	6 0 2 [1.該当、2.非該当]
	技術職員数(A) 5 (人) 若年技術職員数(B) 0 (人) 若年技術職員の割合(B/A) 0 (%)
	新規若年技術職員数(C) 0 (人) 新規若年技術職員の割合(C/A) 0 (%)

経営事項審査再審査申立書 チェックリスト(積み上げ用)

※ 再審査申立ての際に、チェックのうえ、提出書類に添えて受付窓口に提出ください。

再審査申立日	平成 年 月 日			
許可番号	24-			
商号又は名称				
代表者名				
審査基準日	平成 年 月 日			
	チェック	No.	書 類 名 称	摘 要
申 立 書 類	<input type="checkbox"/>	1	経営規模等評価再審査申立書及び 総合評定値請求書	
	<input type="checkbox"/>		工事種別完成工事高/ 工事種別元請完成工事高(別紙一)	
	<input type="checkbox"/>		工事種別完成工事高付表(別記様式第1-2号)	新様式となります
	<input type="checkbox"/>		技術職員名簿(別紙二)	
	<input type="checkbox"/>		その他の審査項目(社会性等)(別紙三)	前回のコピーでも可
添 付 書 類	<input type="checkbox"/>	2	前回の経営事項審査結果通知書の写し	紛失した場合は、CIICのホームページから出力したもので可
	<input type="checkbox"/>	3	前回経営事項審査申請書(申請者控え)の写し	
	<input type="checkbox"/>	4	前回の経営状況分析結果通知書の写し	
	<input type="checkbox"/>	他	委任状(行政書士による代理申請の場合)	
連絡事項 (県記入欄)				

11. Q&A

Q1

平成29年6月30日決算の建設業者において、土木一式、とび土の2業種の許可を受けています。平成29年11月に経審を受審（審査基準日：平成29年6月30日）しましたが、そのときは土木一式のみを受審し、とび土は受審しませんでした。この場合、とび土を積み上げ元として、土木一式に積み上げたうえで再審査を申し立てることはできますか。

（回答）

できます。しかし、平成29年11月の経審の審査において、工事経歴書に記載されたとび土の契約書類は確認していませんので、審査対象事業年度はもちろん、前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度においても、とび土の契約書類の確認がされていない事業年度がある場合は、その事業年度の分においても契約関係書類を受付窓口に別途ご持参ください。

Q2

平成29年6月30日決算の建設業者において、平成29年11月に経審を受審しましたが、そのときは土木一式しか許可を受けていなかったため、土木一式しか経審を受審しませんでした。そして、経審の受審後である平成29年12月にとび土を業種追加しました。この場合、とび土を積み上げ元として、土木一式に積み上げたうえで再審査を申し立てることはできますか。

（回答）

できません。再審査を申し立てる際には、再審査となる対象の経審を受けた時点において既に積み上げ元であるとび土の許可を受けている必要があります。

Q3

平成29年9月30日決算の建設業者で、平成30年2月に経審を受審しました。これから、少しでも早く再審査を申し立てたいと思っておりますが、結果通知書がまだ届いていない状況において再審査を申し立てることはできますか。

（回答）

できません。P3、再審査申立ての提出書類において、「前回の経営事項審査結果通知書の写し」となっていますので、平成30年1月に受審した際の結果通知書の通知年月日である平成30年4月20日以降しか申し立てることはできません。再審査の概念は、既に通知されている経審結果に基づいて、再度審査を申し立てるといえるものであるため、その結果が通知されていない状況においては、再審査を申し立てることはできないこととなります。

Q4

平成29年9月30日決算の建設業者で、平成30年1月に経審を受審しました。再審査の申立ては、再審査申立時点において有効期限内（審査基準日から1年7ヶ月）の経審結果があればよいため、平成28年9月30日決算と平成29年9月30日決算のどちらでも再審査の対象となる経審結果に基づいて申し立てることができる期間がありますが、その場合どちらの決算期においても再審査を申し立てることができますか。

（回答）

新たな経審の結果通知が出れば、それ以前の審査基準日において再審査を申し立てることはできません。したがって、上記の例の場合、平成29年9月30日を審査基準日とした経審の結果通知が出れば、平成28年9月30日を審査基準日とした経審結果に対して再審査を申し立てることはできません。

●平成30年2月1日～平成30年3月19日の申立てにおいて対象となる決算期・・・平成28年9月30日
平成29年9月30日を審査基準日とした結果通知書が出るまでは、平成28年9月30日決算において再審査を申し立てることができます。

●平成30年3月20日～平成30年5月31日の申立てにおいて対象となる決算期・・・平成29年9月30日
新たな経審結果が出ている以上、それ以前の審査基準日（平成28年9月30日）において再審査を申し立てることはできません。

Q5

再審査の対象となる審査対象事業年度（決算日）について、P1では「平成30年2月1日から平成30年5月31日までの再審査申立時において、制度改正前の基準により通知された直近の経営事項審査の結果で、有効期限内（審査基準日から1年7ヶ月以内）にあるものは、再審査を申立てることができます。」と記載されていますが、結局いつからいつまでの決算期であれば再審査を申立てることができますか。

（回答）

平成30年2月1日から平成30年5月31日までの再審査申立時において、制度改正前の基準により通知された直近の経営事項審査の結果で、有効期限内（審査基準日から1年7ヶ月以内）にあれば再審査を申し立てることができるため、再審査申立時の時点により変わりますが、平成28年7月1日～平成29年9月30日まで対象となります。しかし、制度改正前の基準により通知された直近の経営事項審査の結果に対して再審査を行うことになるため、現実的には、概ね平成28年10月～平成29年9月の決算期の建設業者が対象となると想定されます。